

扶養登録申請 必要書類一覧表

【⑦申請対象者：父母】

西武健康保険組合 2022. 01

No.	質問事項・・・各質問に当てはまる場合”は右記の必要書類をご用意ください。	必要書類	補足・諸注意
1	申請対象者が 75歳以上 である。	加入できません。	75歳以上の方は、後期高齢者医療制度(強制加入)の対象となるため、 被扶養者になることはできません。
2	申請対象者が現在、就労先の健康保険の「 被保険者(本人資格) 」として加入している。(任意継続保険を含む)	加入できません。	就労先の健康保険の 被保険者(本人資格) として加入している方は、その資格が優先されるため、 被扶養者になることはできません。
3	申請対象者が15歳以上の方は右記添付が必要です。	「生計依存関係調書」	西武健保ホームページからダウンロードしてください。左記に該当する方を一度に複数名申請する場合は、人数分の記入・添付が必要になります。 ※ 父母夫婦が共に健在の場合は「夫婦相互扶助」の観点により、お互いが優先扶養義務者となるため原則として認定できません。また、主として被保険者の収入によって対象者の方の生計を維持されていると認められない場合は被扶養者になることはできません。 被保険者(従業員)の収入によって生計を維持がなされていることと、申請対象者の収入や生活状況等を総合的に判断いたします。
4	・申請対象者が父母のうち いずれか一人 で、その配偶者が離縁、死別、別居している。	「申請対象者の最新の戸籍謄本(コピー不可)」※1	ただし、申請対象者が遺族年金・寡婦年金を受給している場合は「年金振込通知書(ハガキ)」のコピーで代用可能です。
5	営業所得、不動産売買収入、賃貸収入などの事業による収入、株式譲渡益、配当収入等がある。	「確定申告書一式コピー」または「青色申告書一式コピー」また、「収支内訳書、損益計算書」等の付属明細一式のコピーも必須です。	・株式投資による収入を得ている場合は「 特定口座年間取引報告書コピー 」や「 配当金報告書のコピー 」も添付してください。なお、状況により過去2年分の取引記録の提出を求める場合があります。 ・ 個人事業主の方(保険外交員、検針員等の業務委託収入が主の方は除く)は、ご自身が経営者の立場であるため、国民健康保険にご加入ください。 やむを得ない事情がある場合は、売上や直接的経費、事業の規模等によって総合的に認否を判断いたします。
6	申請対象者が父母の場合は右記添付が必要となります。 (被保険者の新規取得・任意継続・再雇用・再入社、申請対象者の退職 等)	「世帯全員が記載された住民票 1通(コピー不可)」※1	世帯主・続柄・筆頭者・本籍地を記載したものの発行 を受けてください。(反対にマイナンバーと住民票コードは省略してください。) 同一世帯で一度の申請で複数名申請される場合は全体で1通だけで結構です。(個人ごとの単票で発行依頼しないでください。) 別居(住民票上別世帯)の場合は両世帯の住民票が必要です。 特に注意：一部記載省略等により家族関係(夫婦・親子関係等)が立証できない場合は取り直していただくことになります。
7	被保険者の兄弟姉妹または、申請対象者の配偶者(申請対象ではない父母)が居る。 (上記を「優先扶養義務者」とします。)	左記優先扶養義務者全員の収入証明いずれか1点 ⇒「所得証明書(コピー不可)」または「確定申告書一式(付属書類含む)コピー」 ただし、個人事業主は確定申告書一式コピーを添付	被保険者と各優先扶養義務者との間で収入を比較し、原則として収入が高い方の被扶養者になります。
8	申請対象者が18歳以上の方は右記添付が必要です。	「申請対象者の課税証明書(所得証明書)」または「非課税証明書」※1	納税証明書は不可。最新の証明書に収入・所得が計上されている方は、他段の各質問により「 現在の収入の有無を証明する書類 」を添付していただく必要があります。(「源泉徴収票コピー」、「給与明細コピー」、「退職証明書コピー」、「年金振込通知書コピー」、「確定申告書コピー」等)
9	現在、給与収入があり、現在も就業または在籍している。	「直近3ヶ月分の給与明細書コピー」※3または「就労先事業主が発行する給与証明書」 (「勤務無し」などでゼロ円であっても上記証明が必要になります。)	3ヶ月連続して月の総支給額が108,334円未満(60歳以上または障害厚生年金を受給可能な程度の障害をお持ちの方は15万円/月未満)であることが必要です。 通勤定期券、賞与、介護処遇改善加算金は実績月数で按分します。その他の収入を得ている場合は、その収入も判定に含めたうえで認定基準額を下回る必要があります。
10	前年から給与収入がある。	「前年(1月1日～12月31日)の給与所得源泉徴収票コピー」	退職済みの場合は「 退職したことがわかる書類のコピー 」を添付(2段下・12番を参照)
11	最新の課税(所得)証明書または非課税証明書に 給与収入が計上されている。 (証明書が1月～5月末に交付されて、収入の記載内容が前々年の場合は前々年の1月1日～12月31日までの内容を問います。)	「当時(年間分)の給与所得源泉徴収票コピー」	既に退職済みの場合は「 退職したことが判る書類 」を添付(1段下・12番を参照)。いずれも、複数箇所而就労した場合は全箇所分必要となります。
12	申請日より 過去前年1月1日まで遡り、勤務先を退職(転職含む)をしたことがある。 (複数箇所而就労した場合は全箇所必要となります。)	「退職所得の源泉徴収票コピー」および「退職したことが判る書類いずれか1点」(右記による)	「退職日が記載された給与所得源泉徴収票コピー」、「退職証明書コピー」、「雇用保険受給資格者証コピー」、「雇用保険被保険者離職票-1および2のコピー」、「雇用保険被保険者喪失確認通知書コピー」等
13	勤務先の健康保険を資格喪失(脱退)した。	「健康保険資格喪失証明書」	発行元に資格喪失の詳細等について確認をさせていただく場合があります。 契約変更等で資格喪失後も就労を続けている場合は、以降連続3ヶ月間の給与実績が認定基準内であることが確認できるまでは認定できません。(見込みでは認めません)

No.	質問事項・・・各質問に当てはまる場合”は右記の必要書類をご用意ください。	必要書類	補足・諸注意
14	扶養登録申請時に雇用保険の失業給付や教育訓練給付金などの給付金を受給中である。 または既に受給終了している。(雇用保険加入者のみ)	「雇用保険受給資格者証の両面コピー」	受給中で給付日額が3,612円以上(60歳以上または障害厚生年金を受給可能な程度の障害をお持ちの方は5,000円以上)の場合は受給終了後(「支給終了」と印字済)でないと認定できません。また前回削除日から受給日数分経過するまで再認定できません。受給終了と同時に就職をされた場合は、再就職先で3ヶ月連続して総支給額が月108,334円未満(60歳以上または障害厚生年金を受給可能な程度の障害をお持ちの方は15万円/月未満)であることが確認できるまでは(再)認定できません。
15	直近の就労先を自己都合により退職したことに伴って被扶養者として申請する。	「退職日を含む直近3ヶ月(賃金計算期間)の勤務表コピー」および「退職日を含む直近3ヶ月間(賃金計算期間)の給与明細書コピー」	申請時に未添付でも結構ですが、認定された際は必ず後日提出していただきますので、あらかじめご了承のうえ申請してください。(提出不可の場合は、認定日に遡って資格を削除します。)
16	申請理由が退職で、 <u>離職票の交付を受けている</u> 。(雇用保険加入者のみ)	「雇用保険被保険者離職票ー1および2のコピー」	後日、待期制限期間経過後に失業給付を認定基準額を上回る水準で受給した場合は被扶養者から外れて(削除して)いただきます。(日額が3,612円以上、60歳以上または障害厚生年金を受給可能な程度の障害をお持ちの方は5,000円以上の場合) (注・原本添付はしないでください)
17	申請理由が退職で、雇用保険の受給期間(期限)を <u>延長している。または延長を予定している</u> 。(雇用保険加入者のみ)	「雇用保険受給期間延長通知書コピー」	
18	申請理由が退職で、離職票の <u>交付を希望しなかった</u> 。(雇用保険加入者のみ)	「雇用保険被保険者資格喪失確認通知書コピー」	
19	申請理由が退職で、 <u>雇用保険未加入</u> であった。	「事業主が発行する雇用保険未加入証明書」	退職前2ヶ月間が不就労でない＝ゼロ円支給ではない場合は「退職前2ヶ月分の給与明細コピー」で代用可とします。
20	申請理由が退職で、 <u>65歳以上で雇用保険加入者</u> であった。	「雇用保険受給資格者証の両面コピー」	「高年齢求職者給付金」を受給されている場合は、退職後50日間(支給実日数)は認定できません。
21	申請対象者が共済組合加入者(公務員等)であった。	「退職辞令コピー」	後日『 失業者の退職手当 』(失業給付相当です。退職金とは異なります。)を認定基準額を上回る水準で受給する(した)場合は被扶養者から外れて(削除して)いただきます。
22	被保険者と申請対象者が <u>家庭都合により別居</u> している。または、 <u>住民票上での世帯分離を行っている</u> 。(二世帯住宅、同一敷地内の別棟居住も別居となります。)	「3ヶ月分の仕送り証明 (振込通知書等のコピー)」	別居先の家賃、学費等を被保険者が負担した証明書でも代用可能です。 西武健保では現金手渡し・同一口座間での金銭授受をされている場合、または仕送り額が少ないと判断された場合は認定できません。 なお、申請対象者自身が収入を得ている場合は、その収入を上回る額の仕送りを行っていただく必要があります。
23	被保険者と申請対象者が別居しており、申請対象者が養護施設や特別養護老人ホームやグループホーム等に入居している	「在園証明書」	対象の方が障害年金等を受給している場合は年金振込通知書等のコピーも提出が必要です。
24	申請対象者が障害を有している(身体障害、知的障害、精神障害)	「障害者手帳のコピー」 (身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳)	障害年金を受給している場合は下段「年金振込通知書コピー」等も必要になります。
25	公的年金または企業年金を受給している。 (老齢年金のほか、非課税の障害年金や遺族年金・寡婦年金を含む)	「年金振込通知書コピー」または「改定通知書コピー」等の年金額(月額または年額)がわかる書類	遺族年金・障害年金・寡婦年金(一部を除く)は税法上非課税ではありますが、健康保険扶養の判定においては収入に含まれます。
26	保険満期一時金や個人積立年金等を受け取った。(全解約・一部解約等を含む)	「支払通知書(ハガキ)等のコピー」	給付額ー掛金ー経費の差額＝利益を確認します。
27	被保険者(従業員)が短時間労働者等で会社(事業主)からの給与が少なく、配偶者や申請対象者が収入を得ている。	被保険者(従業員)自身の給与以外の収入が判る書類	⇒年金通知書振込コピー、確定申告書(付属書類含む)一式コピー 等
28	傷病手当金を受給または受給申請している途中である。	「在職時の組合が発行する傷病手当金の支給決定(振込)通知書 全期間分のコピー」および「同一期間の給与明細書コピー」※3	受給中で給付日額が3,612円以上(60歳以上または障害厚生年金受給者の方は5,000円以上)の場合は認定できません。 また、事業主給与(一部支給)も判定金額に含みます。
29	傷病手当金を受給満了または途中で終了した。	「在職時の組合が発行する傷病手当金支給満了等通知書コピー」未発行組合の場合は「初回の傷病手当金支給決定通知書コピー」	途中で受給終了の場合は理由をお尋ねしたり、追加書類をお願いする場合があります。
30	就労先を退職した理由が「 <u>病気(休務)</u> 」または「 <u>プライベートでのケガ</u> 」または「 <u>労働災害(通勤災害含む)のケガ</u> 」であるが、傷病手当金や労災休業補償の給付を受けていない。	「誓約書」 ※申請対象者が作成し、署名押印してください。 (被保険者ではありません。)	定型書式はありませんので各自で作成してください。「給付金を受給しない または 認定基準額以上の給付金を得た場合は脱退することを約束する旨」および「在職当時の健康保険組合・協会・共済組合および勤務先への照会に同意する旨」を記載してください。 (認定基準額以上の給付金を受けることになった場合は脱退していただきます。また、在職時に加入していた健康保険組合等の関係各所への照会をさせていただく場合があります。)
31	その他組合の審査過程において疑義が生じた場合は、右記の作成・追加提出を求める場合があります。書式自由ですが、対象の方の現在の状況と認定すべき理由を記してください。	「事情書」または「嘆願書」※2	いずれも被保険者の方の自筆署名または記名押印が必要です。

※1. 住民票、課税証明書(所得証明書)、非課税証明書、戸籍謄本などの自治体発行による証明書は発行から3ヶ月以内のものでない場合は無効(受付不可)といたします。

※2. 各種事情書・嘆願書については定型書式はありませんので、各自にて認定を受けることが必要な事情および認定の嘆願の旨についてご記入ください。

※3. 給与明細が電子明細(メールやWebによる配信)の場合は、PDFデータやスクリーンショット等を印刷してください。特にスクリーンショットの場合は支給・控除共に各項目が判るように印刷してください。

その他・・・①審査の過程において、ご提出いただいた添付書類の他に上記質問事項以外の追加書類の提出を求める場合がありますのであらかじめご了承ください。また、申請に際して上記必要書類をすべてそろえたからといって申請対象者様が必ず当組合の被扶養者として認定されることを保証するものではありません。収入自体が認定基準額以内であったとしても生計維持状況・個々の就労・収入状況、家族構成など様々な状況を総合的に判断して認否を決定いたします。

②申請に際し、公的機関等の証明書等に係る発行手数料については各自でご負担願います。いかなる場合でも発行手数料については当健保では負担いたしかねます。